

豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱



令和7年4月

豊橋市環境部廃棄物対策課

目 次

豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱	1
産業廃棄物処理施設の立地に関する基準	5
産業廃棄物処理施設の構造に関する基準	7
産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準	11
産業廃棄物の保管に関する基準	13
産業廃棄物処理施設の設置に係る関係法令等との調整要領	15
産業廃棄物適正処理指導要綱実施要領	18
参考資料 産業廃棄物処理施設事務処理フロー	28

豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理に関する法令及び条例等に定めるもののほか、産業廃棄物の適正処理に関し、必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排出事業者 自己の事業活動に伴って産業廃棄物を生じさせる者（(廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条の7第1項の認定を受けた者を含む。）をいう。
- (2) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項に規定する許可を受けた者をいう。
- (3) 再生利用業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定を受けた者をいう。
- (4) 産業廃棄物処理施設 豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成18年豊橋市条例第22号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (5) 産業廃棄物処理施設の設置 条例第2条第5号に規定する産業廃棄物処理施設等の設置のうち条例第2条第3号に係るものをいう。
- (6) 関係地域 条例第2条第8号に規定する関係地域をいう。
- (7) 関係住民 条例第2条第9号に規定する関係住民をいう。

(市の責務)

第3条 市は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、必要な情報提供並びに適切な啓発及び指導を行うものとする。

(排出事業者の責務)

第4条 排出事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正処理するとともに、環境負荷の軽減に努めなければならない。この場合、可能な限り市内での完結を目指すものとする。

- 2 排出事業者は、その事業活動に伴って生じる産業廃棄物の排出の抑制、再資源化及び再生利用に努めるとともに、最終処分場の減量化を推進するため、産業廃棄物取扱責任者の設置等の管理体制の整備充実を行うものとする。
- 3 排出事業者は、市が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 4 排出事業者は、排出した産業廃棄物の処理に関する情報の公開に努めなければならない。

(産業廃棄物処理業者等の責務)

第5条 産業廃棄物処理業者及び再生利用業者（以下「産業廃棄物処理業者等」という。）は、産業廃棄物を適正に処理するとともに、環境負荷の軽減に努めなければならない。

- 2 産業廃棄物処理業者等は、産業廃棄物を適正に処理するための施設整備に努めるととも

に、当該処理に伴う責任者の設置等の管理体制の整備充実を図るものとする。

- 3 産業廃棄物処理業者等は、産業廃棄物の処理状況等を常に把握するとともに、排出事業者との委託契約に当たり、自らの処理能力に見合った受託をしなければならない。
- 4 産業廃棄物処理業者等は、産業廃棄物処理施設に係る周辺環境の保全に十分な配慮を行うとともに、当該施設及び処理等に関し関係住民の求めに応じ、誠意をもって説明するものとする。

(従業員教育等)

第6条 排出事業者及び産業廃棄物処理業者等は、その従業員に対して産業廃棄物の適正処理に関する教育に努めるものとする。

- 2 排出事業者及び産業廃棄物処理業者等は、その事業に関連する事業者に対して産業廃棄物の適正処理及び処理技術についての指導及び助言に努めるものとする。

(施設整備等の基準)

第7条 排出事業者及び産業廃棄物処理業者等は、環境に配慮した事業計画の策定や事前の調査等を行ったうえで産業廃棄物処理施設の計画的な整備に努めるものとする。この場合、当該施設に関し周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設（その施設の特性上、人が利用し、その利用者に共通の特質がある施設をいうものであって、学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館等をいう。）について適正な配慮がなされたものでなければならない。

- 2 産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者は、市長が別に定める立地の基準及び構造の基準を遵守するものとする。
- 3 産業廃棄物処理施設を設置している者は、当該施設の維持管理について市長が別に定める維持管理の基準を遵守するものとする。
- 4 産業廃棄物処理施設を設置している者は、産業廃棄物を保管（中間処理後の保管を含む。）するときは、市長が別に定める保管の基準を遵守するものとする。

(維持管理状況の記録、保存)

第8条 産業廃棄物処理施設を設置している者は、当該施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条に規定する施設を除く。）の維持管理状況を記録するとともに、当該記録を3年間保存するものとする。

(事前協議書の提出)

第9条 産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者(条例第2条第7号の事業者をいう。以下「事業者」という。)は、条例第5条第1項に規定する事業計画書（以下「事業計画書」という。）の提出に先立ち、市長に協議しなければならない。

- 2 前項に規定する協議をしようとする者は、施設の構造を明らかにする書類及び図面のほか施設の計画の概要を記載した書類（以下「事前協議書」という。）を市長に提出しなければならない。

(審査及び現地調査)

第10条 市長は、前条第2項に規定する事前協議書の提出を受けたときは、第7条第2項から第4項までに規定する各基準に適合するかどうかについて審査するものとする。

- 2 前項の規定による審査において、市長は、担当職員に現地調査を行わせるものとする。この場合、事業者は必ず立会いをし、当該内容について説明をしなければならない。

(関係法令等との調整)

第 11 条 市長は、事前協議書に関し、別に定めるところにより法以外の関係法令等（以下「関係法令等」という。）を所管する他の行政機関の長（以下「関係課長等」という。）と連絡を取り、関係法令等に係る当該施設周辺の生活環境との調整を図るものとする。

2 事業者は、前項の関係法令等との調整に関し、予め事前協議書の写しを関係課長等に持ち回り、提出するものとする。この場合、関係課長等に説明を求められたときは、事業者は当該内容について説明しなければならない。

（指導事項の通知等）

第 12 条 市長は、関係課長等との調整の後、指導すべき事項があると認めたときは、事業者に対し、当該事項を通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事業者は、必要な措置を検討の上、別に定める報告書を速やかに市長に提出するものとする。

3 事業者は、前項の規定による報告書を提出し、事前協議終了の通知を受けた以後でなければ、事業計画書を提出することができない。

（許可の申請等）

第 13 条 産業廃棄物処理施設のうち政令第 7 条第 1 号から第 14 号までに規定する施設に係る事業者は、条例の手續の終了後、法の規定による許可の申請を行うものとする。

（工事の着手等）

第 14 条 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可を受けた者は、当該施設等の工事に着手する前に別に定める着手届及び工程表（以下「着手届等」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項以外の産業廃棄物処理施設の設置に係る事業者は、条例の手續の終了後、着手届等を提出するものとする。ただし、新たに法の規定による処理業の許可申請を行う者は、市長から指示を受けた後に着手届等を提出するものとする。

3 市長は、第 1 項又は前項の規定により提出された着手届等の内容が、周辺的生活環境の保全上に支障が懸念されると判断した場合は、当該着手届等の変更を指導することができる。

4 当該工事は、第 1 項又は第 2 項に規定する着手届等を受理された後でなければ着手してはならない。

（施設利用の制限）

第 15 条 前条第 1 項又は第 2 項で規定する着手届等を提出した者が当該工事を完了したときは、別に定める完了届を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により完了届が提出されたときは、当該届に係る施設を実地に検査するものとする。

3 当該施設は、前項の規定による検査の終了後でなければ使用してはならない。

（産業廃棄物処理施設の廃止後の適正管理）

第 16 条 産業廃棄物処理施設の設置をした者は、当該施設を廃止した後においても、当該施設の跡地について、関係地域の環境保全に十分配慮し、適正な管理に努めるものとする。

（委任）

第 17 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される条例第 5 条第 1 項の規定による事業計画書に係る産業廃棄物処理施設の設置について適用し、施行日前に提出されている改正前の豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱第 10 条第 2 項の規定による事前協議書に係る産業廃棄物関係施設の設置等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

産業廃棄物処理施設の立地に関する基準

(趣旨)

第 1 この基準は、豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）第 7 条第 2 項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この基準で使用する用語は、要綱で使用する用語の例によるほか次に定めるところによる。

- (1) 積替え・保管施設 産業廃棄物の収集若しくは運搬を業とする者又は再生利用業者が設置する積替え若しくは保管を行う施設とする。
- (2) 中間処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。）第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに規定する施設又は処分業に用いる令第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに規定する施設以外の施設及びその附属施設とする。
- (3) 最終処分場 政令第 7 条第 14 号に規定する施設及びその附属施設とする。
- (4) 再生利用施設 再生利用業者が設置する再生のための施設及びその附属施設とする。

(積替え・保管施設)

第 3 産業廃棄物の積替え・保管施設については、次に掲げる要件を備えていること。

1 周辺環境に関する要件

- (1) 上水道、簡易水道等の飲料水への影響のおそれがないこと。
- (2) 河川、水路、湖沼等及び地下水の汚濁による生活環境へのおそれがないこと。
- (3) 史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等の保護に対する影響のおそれがないこと。
- (4) 大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境への影響のおそれがないこと。
- (5) 地滑り、土砂崩れ等の災害を発生させるおそれがないこと。

2 立地に関する要件

- (1) 当該施設に係る敷地及び建物等の使用権原が得られること。
- (2) 当該施設で取り扱う廃棄物の種類、積替え・保管の方法その他必要な事項について、敷地及び建物等の所有者並びに次に掲げる者から理解が得られること。ただし、事業者の責めに帰すことができない事由により理解を得ることができないときは、市長にその経過について書面により報告するものとする。

ア 当該施設（附属施設を含む。）に係る敷地に隣接する 6 メートル以内にある土地の所有者

イ 当該施設（附属施設を含む。）に係る土地までの搬出入道路の中心線から水平距離 3 メートル以内にある土地の所有者

ウ 排水を直接放流する水路等の管理者（国又は地方公共団体の長が管理者である場合を除く。）

エ その他市長が生活環境の保全上から必要と認める者

- (3) 当該施設に係る敷地の主たる搬出入口が面する道路は、次の要件を有していること。

ア 道路幅員は、周辺地域の生活環境に配慮するとともに、搬出入車両の通行に支障がないよう十分に確保すること。

イ 必要に応じて、安全施設等の整備が行われること。

(4) 当該施設に係る敷地の境界が明らかなこと。

(5) 関係法令の規制を受けている場合には、当該法令による許認可等が得られること。

(中間処理施設又は再生利用施設)

第 4 産業廃棄物の中間処理施設又は再生利用施設については、次に掲げる要件を備えていること。

1 周辺環境に関する要件

第 3 第 1 項の規定によるほか、次の事項を記載した書類を市長に提出すること。

(1) 当該施設(附属施設を含む。)を設置等することに伴い生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるとして調査を必要とするものの現況及び把握の方法

(2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭のうち、これらに係る事項を前号の規定による調査に含めなかった理由

(3) 産業廃棄物処理施設設置許可又は産業廃棄物処分業許可の申請を行うときは第 1 号に規定する調査の結果

2 立地に関する要件

第 3 第 2 項の規定による。

(最終処分場)

第 5 産業廃棄物の最終処分場については、中間処理施設又は再生利用施設の例によるほか、次に掲げる要件を備えていること。

1 周辺環境に関する要件

第 3 第 1 項の規定による。

2 立地に関する要件

第 3 第 2 項の規定による。

(委任)

第 6 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

産業廃棄物処理施設の構造に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この基準で使用する用語は、要綱及び産業廃棄物処理施設の立地に関する基準で使用する用語の例による。

(積替え・保管施設)

第3 産業廃棄物の積替え・保管施設については、次に掲げる要件を備えていること。

1 囲い等に関する要件

- (1) 積替え・保管施設に係る土地（以下「積替え・保管場所」という。）には、外部からの人の侵入を防止することができる囲いが周囲に設けられ、かつ、保管する区画が明確にされた場所であること。
- (2) 囲いは、原則として積替え・保管場所の全周囲に設けられていること。
- (3) 囲いは、原則として地盤面より1.8メートル以上の高さとし、耐久性を有し、風雨等により容易に破損しない構造であること。
- (4) 保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。
- (5) 積替え・保管場所の出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。

2 掲示板等に関する要件

- (1) 積替え・保管場所の出入口の見易い箇所に、次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。
- (2) 掲示板は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。
- (3) 掲示板は、次の事項を表示すること。
 - ア 産業廃棄物の積替え・保管の場所であること。
 - イ 積替え・保管する産業廃棄物の種類
 - ウ 積替え・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - エ 屋外で保管することができる産業廃棄物の高さ及び数量
 - オ 屋内で保管することができる産業廃棄物の数量
- (4) 積替え・保管場所においては、保管する産業廃棄物の種類ごとに当該箇所に、次に掲げる要件を備えた表示板が設けられていること。
 - ア 保管する産業廃棄物の種類
 - イ 屋外で保管することができる産業廃棄物の高さ及び数量
 - ウ 屋内で保管することができる産業廃棄物の数量

3 施設の構造要件

- (1) 積替え・保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講じること。
 - ア 汚水（産業廃棄物に触れた雨水を含む。以下同じ。）を生じるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝、処

理槽その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

イ 積替え・保管施設（安定型最終処分場で処分できる産業廃棄物及び木くず（ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものを除く。）以外の産業廃棄物の保管場所）は、原則として屋内に設置し、悪臭の漏れを防止するため密閉構造であるか又は脱臭装置が設けられていること。ただし、一方向でも壁のない構造物の場合は、雨水等の影響を少なくするためにアで規定する対策を講じること。

(2) 産業廃棄物の種類ごとに、その他のものと混合するおそれがないように区分して保管できる仕切壁等が設けられていること。

(3) 廃油、廃酸、廃アルカリの積替え・保管場所は、十分な耐腐食性を有し、流出漏れが点検できる構造であること。

(4) 特別管理産業廃棄物にあつては、その種類に応じ、次に掲げる措置を講じること。

ア 特別管理産業廃棄物である、廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあつては、容器に入れ密封する等当該廃油又はポリ塩化ビフェニルの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物が高温にさらされないために必要な措置

イ 特別管理産業廃棄物である、廃酸又は廃アルカリにあつては、容器に入れ密封する等当該廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置

(5) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上並びに防災対策上安全であること。

4 災害対策設備

災害が発生した場合、被害を最小限に抑える消火活動や廃棄物の拡散防止のための消火器その他の災害対策設備が設けられていること。

5 雨水等の流入防止設備

積替え・保管場所内へ外部から雨水等が流入するのを防止するため、開渠その他の設備（以下「開渠等」という。）が設けられていること。

6 洗車設備

必要に応じ、運搬車両等に付着した泥等を洗い落とすことができる設備が設けられていること。

7 駐車場

積替え・保管場所内には、運搬車両等のための駐車場が設けられていること。

（中間処理施設又は再生利用施設）

第4 産業廃棄物の中間処理施設又は再生利用施設については、積替え・保管の例によるほか、次に掲げる要件を備えていること。

1 施設の構造要件

(1) 発酵又は堆肥化に係る施設については、次の要件を備えていること。

ア 一連の処理工程が建物内において行われること。なお、当該建物における産業廃棄物の搬出入口等は、臭気が外部に漏れることを防止する二重構造の扉を備えていること。

イ 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。

ウ 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理施設が設けられていること。

エ 施設から発生する臭気を処理するため、十分な脱臭効果を有する機械装置その他の必要な措置が講じられていること。

オ 発酵促進、脱臭のために用いる薬剤等により、周辺の生活環境を損なわない建物構造、機械装置その他の必要な措置が講じられていること。

カ 敷地境界の内側に沿って緑地のほか臭気対策上有効な塀等の緩衝帯等が設けられていること。

(最終処分場)

第 5 産業廃棄物の最終処分場については、積替え・保管の例によるほか、次に掲げる要件を備えていること。

1 ボーリング調査

最終処分場計画地の地下水及び地盤支持力等を把握するため、次によりボーリング調査を行うこと。

- (1) 最終処分場全体の地下水位、地下水の水質等が把握できる 2 地点以上で行うこと。
- (2) 擁壁等の構造物を設ける場合は、当該構造物を設置する地点において行うこと。この場合、前号と重複しない地点で行うものとする。
- (3) 掘進深度は、埋立地の最深部を上回る深さとし、地下水位及び支持地盤強度等の確認ができる深さとする。

2 基準高の設定

埋立地周辺には、埋立地の築造、産業廃棄物の埋立高さ、覆土の高さ等を常に判別することができる基準高（仮ベンチマーク）が 2 箇所以上設けられていること。この場合の基準高は、沈下等変位のない位置及び構造により設置されていること。

3 区域杭

最終処分場の区域を明確にするため、全ての変化点に区域杭が設けられていること。この場合の区域杭の規格は、コンクリート製等の境界杭（100 ミリメートル×100 ミリメートル×1,000 ミリメートル以上とする。）とし、杭頭部 100 ミリメートルの部分が赤色に着色されていること。

4 保安距離

埋立地と最終処分場境界線の間には、原則として水平距離で 2 メートル以上の保安距離が確保されていること。ただし、えん堤を設置する場合にあっては法尻から、擁壁等を設置する場合にあっては基礎部前面から、それぞれ最終処分場境界線までの間に確保されていること。

5 造成設計

現地の条件に最も適合した構造物が建設されるよう、次により設計を行うこと。

- (1) 工事の内容を把握した上で、地形、地質、周辺環境等の調査結果を十分に踏まえて行うこと。
- (2) 擁壁、貯留構造物等（以下「貯留構造物等」という。）にあっては、自重その他の荷重、圧力、地震力等に対して構造耐力上安全が確認できること。この場合、安定計算の対象として土圧、廃棄物の圧力、基礎地盤の支持力、貯留構造物等の転倒・滑動に対する応力、円弧滑りに対する応力、地震時の応力等を用い、貯留構造物等の安全性が確認されていること。なお、地震時の安定計算（設計水平震度）については、大規模地震動に対応できるものとする。

- (3) 計画、設計及び計算に当たっては最新の文献を参照し、その根拠を明確にするとともに、出典を明らかにすること。

(委任)

第 6 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）第7条第3項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この基準で使用する用語は、要綱及び産業廃棄物処理施設の立地に関する基準で使用する用語の例による。

(積替え・保管施設)

第3 産業廃棄物の積替え・保管施設については、次に掲げる事項によること。

1 囲い等

- (1) 囲い等が破損した場合は、直ちに補修、復旧すること。
- (2) 作業終了後又は作業員等が不在のときは、出入口を閉鎖し、門扉を施錠しておくこと。

2 立札等

- (1) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講じること。
- (2) 立札その他の設備が破損した場合は、直ちに補修、復旧すること。

3 火災防止等

火災が発生した場合、被害を最小限に抑える消火活動や廃棄物の拡散防止のための消火器その他の災害対策設備を備え、常に所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。

4 衛生害虫等の発生防止

- (1) 積替え・保管施設の敷地内にねずみが生息し、蚊及びはえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (2) 害虫等が発生した場合は、薬剤の散布等必要な措置を講じ、駆除すること。

5 雨水等の流入防止

開渠その他の設備（以下「開渠等」という。）の機能を維持するため、定期的な点検を行い開渠等に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講じること。

6 施設能力に見合った積替え・保管等

- (1) 産業廃棄物の保管は、保管能力に見合った適正なものとするとともに、保管期間は、できる限り短期間とすること。
- (2) 積替え・保管に当たっては、産業廃棄物の種類又は性状の異なる物を混合しないこと。

7 産業廃棄物の搬入等

- (1) 産業廃棄物の搬出入については、早朝、夜間及び通学時間帯は避けて行うこと。また、通学路や生活道路を避けるなど交通安全や地域の生活に支障が生じないようにすること。
- (2) 搬入された産業廃棄物については、積替え・保管できる品目以外の物の混入を避けるため又は搬出事業者を確認するため、次により管理すること。

ア 車両から産業廃棄物を荷降ろしする前又は展開することにより、搬入された物が積替え・保管できる品目であるか確認すること。

イ 積替え・保管できる品目以外の産業廃棄物が荷降ろしされた場合は、速やかに除去する等適正な処理を行うこと。

ウ 排出事業者又は搬入品目については、常に契約書、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により確認すること。

8 飛散・流出、悪臭等の防止

保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないように定期的に点検し、清掃等必要な措置を講じること。

9 騒音、振動及び粉じんの発生防止

積替え・保管の作業及び運搬車両等並びに積替え・保管作業に使用する機械により周辺的生活環境に支障が生じることがないように点検、散水等必要な措置を講じること。

10 記録の保存

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成するとともに、3年間保存することとし、生活環境の保全上の利害関係を有する者から閲覧等の請求があった場合は、誠実に応じること。

11 事故防止

積替え・保管施設の破損その他の事故を防止するため、定期的に巡回監視及び点検を実施すること。

（中間処理施設又は再生利用施設）

第4 産業廃棄物の中間処理施設又は再生利用施設については、積替え・保管の例によるほか、次に掲げる事項によること。

1 施設の管理

(1) 地震等災害への対応及び施設の正常な機能の維持管理のため、定期的に点検及び機能検査を行うこと。

(2) 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の保管能力又は処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。

2 放流水の検査

施設からの排水を公共の水域に放流する場合には、その水質を生活環境の保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。

3 排水処理設備

排水処理設備が設けられている場合は、正常な機能を確保するため、定期的に点検等を行うこと。

4 排ガスの検査

煙突等から排出される排ガス（以下「排ガス」という。）による生活環境の保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。

（最終処分場）

第5 産業廃棄物の最終処分場については、積替え・保管施設の例及び中間処理施設又は再生利用施設の例による。

（委任）

第6 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年7月1日から適用する。

産業廃棄物の保管に関する基準

(趣旨)

第 1 この基準は、豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）第 7 条第 4 項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この基準で使用する用語は、要綱及び産業廃棄物処理施設の立地に関する基準で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第 3 この基準は、排出事業者、産業廃棄物処理業者等が行う産業廃棄物の積替え・保管施設及び中間処理に伴う保管施設に係る屋外保管について適用するものとする。

(屋外保管できる産業廃棄物)

第 4 屋外保管できる産業廃棄物は、次に掲げるものとする。

- (1) 廃プラスチック類（自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。）廃プリント配線板（鉛を含むハンダが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの（令別表第 5 の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。）をいう。以下同じ。）であるものを除く。）
- (2) 令第 2 条第 2 号に掲げる廃棄物（ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものを除く。以下「木くず」という。）
- (3) 令第 2 条第 5 号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。以下「ゴムくず」という。）
- (4) 金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。）
- (5) 令第 2 条第 7 号に掲げる廃棄物で事業活動に伴って生じたもの（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る。）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。以下「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」という。）
- (6) 令第 2 条第 9 号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。以下「がれき類」という。）

(保管容量等)

第 5 第 4 に定める産業廃棄物を屋外で保管する場合の保管容量は、次の事項によること。

1 産業廃棄物収集運搬業者（積替え・保管を含む。）

- (1) 許可申請書等に記載された運搬車両規模（1 往復／台・日で算定）の合計に 7 を乗じて得られる数量を超えないようにすること。ただし、保有車両が 10 台以上の場合は、10 台で算定する。
- (2) 運搬車両規模の算定に当たっては、各品目ごとに次表の密度を用いて自動車検査証に記載されている最大積載量から計算するものとする。

品 目	密度 (t/m3)
第 4 第 1 号に規定する廃プラスチック類	0.4
第 4 第 2 号に規定する木くず	0.6
第 4 第 3 号に規定するゴムくず	0.7
第 4 第 4 号に規定する金属くず	1.5
第 4 第 5 号に規定するガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.2
第 4 第 6 号に規定するがれき類	1.7
第 4 第 1 号から第 6 号までに規定する産業廃棄物の混合物	1.0
廃電気機械器具	1.0

2 産業廃棄物処分業（中間処理）

中間処理前の産業廃棄物及び中間処理後の産業廃棄物（再生品を含む。）を合わせた保管量は、当該産業廃棄物などに係る処理施設の 1 日当たりの処理能力に相当する数量（処理後減容する場合は、減容率を乗じた数量）に 14 を乗じて得られる数量を超えないようにすること。ただし、建設業に係る産業廃棄物であって、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの（その全部又は大部分を建設資材にするために再生の処理を行う施設において、当該再生のために保管される木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）を除く。

3 排出事業者

中間処理施設を有する場合は、前項の規定の例による。

4 複数の保管施設を有する場合

排出事業者又は産業廃棄物処理業者等が複数の保管施設を有する場合の保管容量の基準は、各保管施設ごとに、第 5 第 1 項及び第 2 項の規定を適用するものとする。

（委任）

第 6 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

産業廃棄物処理施設の設置に係る関係法令等との調整要領

(趣旨)

第 1 この要領は、豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）第 11 条の規定による関係法令等との調整について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(事前連絡)

第 3 廃棄物対策課長は、要綱第 11 条第 2 項により事業者が要綱第 9 条第 2 項に規定する事前協議書（以下「事前協議書」という。）の写しを別表に定める関係法令等を所管する課等の長（以下「関係課長等」という。）に提出する前に、関係課長等に対し事業者が事前協議書の写しを提出する旨を連絡する。

(事業者の責務)

第 4 事業者は、要綱第 11 条第 2 項の規定により事前協議書の写しを関係課長等に提出した場合に、関係課長等から資料の提出を求められたときは、これに応じるものとする。

(関係課長等との連絡及び調整)

第 5 廃棄物対策課長は、事前協議書に係る関係法令等に関する意見を聴取しようとするときは、要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、関係課長等と連絡を取り、調整を図るものとし、必要に応じて関係法令等との調整のための連絡調整会議を開催することができる。

(意見書の提出)

第 6 廃棄物対策課長は、第 5 の規定により連絡を取ったときは、関係課長等に対し期日を指定して関係法令等に関する意見等を求めるものとする。

2 前項の規定により意見等を求められた関係課長等は、指定された期日までに廃棄物対策課長に意見書を提出するものとする。

3 廃棄物対策課長は、前項の規定により提出された意見書において、別に調整が必要な関係課長等があると判断したときは、必要に応じて調整のための打合せをすることができる。

(指導事項検討結果の報告に対する措置)

第 7 廃棄物対策課長は、要綱第 12 条第 2 項の規定により提出された指導事項検討結果の報告の内容が第 6 第 2 項の意見書に整合しないと認めるときは、事業者に対し追加の報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第 8 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

別表

関係課長等	所管する主な関係法令等
豊橋市教育部美術博物館長	文化財保護法
豊橋市環境部環境保全課長	悪臭防止法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、振動規制法、騒音規制法、土壌汚染対策法、化学物質排出把握管理促進法、自然公園法
豊橋市産業部農業企画課長	農業振興地域の整備に関する法律
豊橋市産業部農業支援課長	森林法、家畜排せつ物法、土地改良法
豊橋市建設部土木管理課長	道路法、国有財産法
豊橋市建設部河川課長	河川法、国有財産法
豊橋市建設部建築指導課長	建築基準法、都市計画法、建設リサイクル法、盛土規制法
豊橋市都市計画部都市計画課長	都市計画法、国土利用計画法
豊橋市消防本部予防課長	消防法
豊橋市農業委員会事務局長	農地法
愛知県東三河農林水産事務所農政課長	農地法、農業振興地域の整備に関する法律
愛知県東三河農林水産事務所林務課長	森林法
※その他の関係課長等	その他の関係法令等

※その他の関係課長等（協議内容に応じ必要）

豊橋市建設部道路建設課長	道路法
豊橋市産業部産業政策課長	明海地区、豊橋若松地区工業用地、石巻西川地区工業用地、御津２区工業用地、神野西１区工業用地、豊橋三弥地区工業用地、豊橋東インターチェンジ工業用地
豊橋市防災危機管理課長	大規模地震対策特別措置法
愛知県東三河総局環境保全課長	自然公園法
愛知県東三河農林水産事務所水産課長	漁業法、水産資源保護法
愛知県東三河建設事務所維持管理課長	道路法、河川法、砂防法
愛知県三河港務所総務課長	三河港神野地区、三河港大崎地区
上記以外の関係課長等	その他の関係法令等

産業廃棄物適正処理指導要綱実施要領

(趣旨)

第 1 この要領は、他に定めのあるもののほか豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）第 17 条の規定により、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(文書の様式)

第 3 要綱の実施のため、必要な文書の様式は別表に掲げるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

別表

様式	名 称	根拠条文
様式第1	産業廃棄物処理施設設置事前協議書	要綱第9条第2項
様式第2	指導事項検討結果報告書	要綱第12条第2項
様式第3	工事着手届	要綱第14条第1項
様式第4	工事完了届	要綱第15条第1項

様式第 1

産業廃棄物処理施設設置事前協議書

年 月 日

豊橋市長 様

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設設置事前協議書を提出します。

	産業廃棄物処理施設の区分	処理の区分
	積替え・保管施設	業
	焼却施設 (小型焼却炉 A, B, C・法定焼却施設)	自己・業
	その他の中間処理施設 ()	自己・業
	最終処分場 (安定型・管理型・遮断型)	自己・業

・設置、変更の区分

	新設
	許可を要する施設の変更
	事業の範囲の変更
	処理能力又は積替え・保管場所の面積の変更
	設置場所又は積替え・保管場所の変更
	その他の変更 ()

・その他

	市街化調整区域
	市街化区域
(上記の用途地域)	工業地域・工業専用地域・準工業地域・その他 ()

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 該当する欄に○印を記入した上で、該当項目を○で囲むこと。又は () 内に必要事項を記入すること。

※小型焼却炉 A：処分業に係る焼却能力が 50kg/h 以上 150kg/h 未満又は火床（火格子）面積が 0.5 m²以上 1.5 m²未満のもの

小型焼却炉 B：処分業に係る焼却能力が 150kg/h 以上 200kg/h 未満又は火床（火格子）面積が 1.5 m²以上 2.0 m²未満のもの

小型焼却炉 C：処分業に係る焼却能力が 50kg/h 未満又は火床（火格子）面積が 0.5 m²未満のもの

別紙

施設の計画概要	
①施設の設置予定場所	
②設置予定場所の選定理由	
③施設の種類	
④施設において処理する産業 廃棄物の種類、処理方法及 び処理能力	
⑤処理する産業廃棄物の主な 排出者	
⑥処理後のものの主な搬出先	
⑦処理に伴い生じる不要物の 処理方法及び搬出先	
⑧その他	
⑨工事予定等	工事着手予定 年 月 日 使用開始予定 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別紙

施設に係る土地の概要

所在・面積・地目・現況	規制法令	土地所有者の住所・氏名	購入・借地

隣接地の概要

所在・面積・地目・現況	規制法令	土地所有者の住所・氏名	説明状況

その他の状況

対象者	説明状況
搬出入道路周辺の土地所有者	
水路等の管理者	
その他市長が必要と認める者	

関係法令の概要

法令の名称	所管行政庁	手続の進捗状況

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

指導事項検討結果報告書

年 月 日

豊橋市長 様

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

年 月 日付けで事前協議書を提出し、豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱(以下「要綱」という。)第 12 条第 1 項の規定により指導事項の通知のあったこのことについては、次のとおり措置しますので、要綱第 12 条第 2 項の規定により報告します。

指導事項	措置内容

23

様式第 3

工 事 着 手 届	
年 月 日	
豊橋市長	様
住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名) 電話番号 () ー	
印	
豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置の工事に着手したいので、次のとおり届け出ます。	
設 置 許 可 年 月 日	年 月 日
設 置 許 可 番 号	第 号
施 設 の 区 分	☐ 積替え・保管施設 ☐ 焼却施設（小型焼却炉 A，B，C・法定焼却施設） ☐ その他の中間処理施設（ ） ☐ 最終処分場（安定型・管理型・遮断型）
設 置 場 所	
着 工 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	関係法令上の許認可等を取得したことを証する書面の写し（工事に着手する前に当該許認可等を取得することが必要な場合）及び工程表

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 該当する□欄にレ印を記入すること。
- 3 設置許可を要しない施設については、設置許可年月日、設置許可番号は「一」とすること。

様式第 4

工 事 完 了 届	
年 月 日	
豊橋市長	様
住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名) 電話番号 () ー	
印	
産業廃棄物処理施設の工事が完了しましたので、豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。	
設 置 許 可 年 月 日	年 月 日
設 置 許 可 番 号	第 号
設 置 場 所	
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
備 考	
※ 事 務 処 理 欄	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 設置許可を要しない施設については、設置許可年月日、設置許可番号は「ー」とすること。
- 3 ※欄は、記入しないこと。

事前協議書に係る添付書類一覧表

書類及び図面	積替え・ 保管施設	焼 却 施 設	最 終 処分場	その他 の施設
1 施設の位置に関するもの ①施設の位置図：概ね 1/10,000 （計画位置、道路、河川等の状況） ②計画平面図：概ね 1/500 （造成等の位置、各種施設等の位置・名称・ 規模、道路の位置・幅員、排水の経路） ③公図写し（計画位置と隣接地の状況） ④土地の登記事項証明書（全部事項）	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
2 周辺の生活環境に関するもの ⑤立地基準に関する総括表 ⑥周辺の地形、地質及び地下水の状況 （焼却施設は周辺の地形のみ） ⑦周辺現況図：概ね 1/2,500 （計画位置、周辺の道路、河川、公共施設、 農地及び既存集落並びに搬出入道路、利 水・排水経路の状況） ⑧使用権原 （借地等の場合、使用権原を有することを 証する書類） ⑨隣接地等の状況 （計画敷地に隣接する土地の所有者及び水 路等の管理者等の理解） ⑩経過書（土地所有者等への説明経過）	○ ○ ○ ※1△ ○	○ ○ ○ ※1△ ○	○ ○ ○ ※1△ ○	○ ○ ○ ※1△ ○
3 施設の構造に関するもの ⑪構造基準に関する総括表 ⑫平面図、立面図、構造図：概ね 1/100 （最終処分場は仮ベンチマークの位置を示 し縦横断面図を添付、排水処理計画、工事 工程等） ⑬設計計算書 （耐力壁、排水及び廃棄物処理能力等の根 拠）	○ ○ ※2△	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○

4 施設の維持管理に関するもの ⑭維持管理基準に関する総括表 ⑮維持管理計画 （周辺の生活環境に配慮した維持管理計画：作業時間、大気・水質・騒音・振動・悪臭の対策、保管計画等） ⑯処分計画 （埋立、焼却、その他の処分のフロー：発生から最終処分までの一連の工程） ⑰災害防止計画 （非常時連絡体制並びに緊急措置、防災設備及び防災対策関連法の認識）	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
5 その他 ⑱保管基準に関する総括表 ⑲経歴（事業者の経歴）	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○

注：※1 土地所有者等から理解が得られているとき

【産業廃棄物処理施設】

- ・ 産業廃棄物を処分する施設
- ・ 収集運搬業者が設置する産業廃棄物の積替え・保管施設

【産業廃棄物処理施設の設置】

- ・ 産業廃棄物処理施設の新たな設置
- ・ 廃棄物処理法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設(15 条施設)に係る許可を必要とする変更(処理能力の 10%以上の減少変更は除く。)
- ・ 15 条施設以外の産業廃棄物を処分する施設に係る事業範囲の変更、処理能力の 10%以上の増加変更又は施設の設置場所の変更
- ・ 積替え・保管施設に係る事業範囲の変更、積替え・保管場所の面積の 10%以上の増加変更又は積替え・保管場所の変更
- ・ その他周辺の生活環境に与える影響が大きいものとして市長が特に認める変更

<注意:1>

以下の施設は、愛知県条例による「届出」が必要です。

- 1) 処理能力が50kg/h以上200kg/h未満又は火格子(火床)面積 0. 5㎡以上2. 0㎡未満の焼却施設
- 2) 屋外での保管施設(100㎡以上であって、産業廃棄物処理業者を除く。)
 - ア. 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物
 - イ. 廃タイヤ

① 事前相談

◆産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者(事業者)の相談に対し、廃棄物処理法、愛知県条例、豊橋市紛争予防条例、豊橋市指導要綱その他関係法令に基づく手続の指導を行います。

【指導事項】

- ① 周辺地域への情報提供 … 町自治会長、隣接地所有者、水利権者など
- ② 関係法令の確認 … 都市計画法、建築基準法、農地法、農振法、道路法、河川法 その他
 <注意:2> 町総代等に対する折衝状況、関係法令の確認の状況については「経過書」にまとめ、事前協議書に添付してください。
- ③ 生活環境影響調査の確認 … 設置しようとする産業廃棄物処理施設によって必要な調査内容等を説明

② 事前協議書受理

◆事業者が豊橋市紛争予防条例に基づく事業計画書の提出に先立ち提出する「事前協議書」を受理します。

③ 事前協議書審査

◆「事前協議書」の内容が、豊橋市指導要綱に規定する基準に適合しているか等について書類審査を行います。

【審査のポイント】

- ① 豊橋市指導要綱の「立地基準」「構造基準」「維持管理基準」「保管基準」等との整合性
- ② 事業者の産業廃棄物処理業に関する経営能力

④ 現地調査

◆「事前協議書」をもとに、計画予定地の状況を調査します。

【調査のポイント】

- ① 豊橋市指導要綱の「立地基準」「構造基準」「維持管理基準」「保管基準」との整合性
- ② <注意:2>による「経過書」に基づく確認

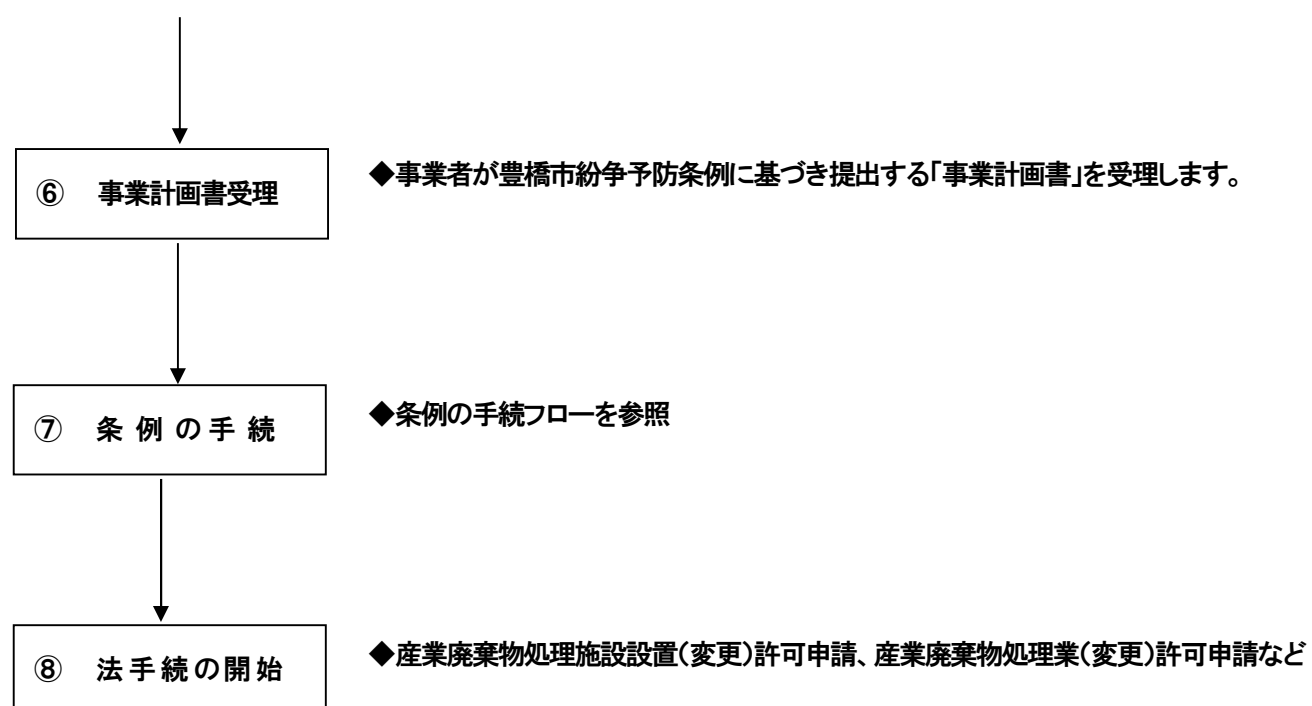
【補正の指示】…事前協議書審査、現地調査の後、不整合の場合は補正を行う。

⑤ 他法令等調整

◆関係する他法令のチェックと指導を行います。「事前協議書」の内容を、事業者は関係部局に説明します。

【事業者の役割】

- ① 資料の提出と説明事項
 - 1) 予め事前協議書の写しを関係課等に提出すること。
 - 2) 関係課等に提出の際、計画概要、周辺地域の生活環境に及ぼす影響等を説明すること。
- ② 指導事項の報告
 - 1) 指導事項の通知を受けたときは、速やかに必要な措置を検討し、市長に報告書を提出すること。



【留意点】

- ・施設の設置に着手する場合、許可の必要な産業廃棄物処理施設では設置(変更)許可後、それ以外の施設にあっては、条例の手続終了後に着手届等を提出する。ただし、新たに法の規定による業の許可申請を行う場合は、市長の指示を受けた後に着手届等を提出する。

(注) 廃棄物処理法:廃棄物の処理及び清掃に関する法律

愛知県条例:廃棄物の適正な処理の促進に関する条例

豊橋市紛争予防条例:豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

豊橋市指導要綱:豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱

豊橋市環境部廃棄物対策課
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
電話 0532-51-2406・2407
FAX 0532-56-0566
E-mail haikibutsu@city.toyohashi.lg.jp